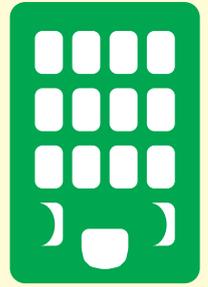


被災者のための
住宅提供に
ご協力ください

災害時の

空き室提供 ご協力のお願い



■ 家主の皆様へ

近 年、阪神・淡路大震災、新潟中越地震、記憶に新しい岩手・宮城内陸地震など、大規模な地震が相次ぎ、今後も日本各地でいつ大規模な地震が起きてもおかしくないといわれています。社団法人千葉県宅地建物取引業協会(宅建協会)では、千葉県との間で地震などで住宅を失った被災者に対し、民間賃貸住宅の空き家を借り上げ、応急仮設住宅として提供する協定を平成18年5月25日に締結しました。

災 害時には、本協定に基づき、宅建協会は会員(宅建業者)を通じ賃貸住宅の情報を収集します。千葉県は宅建協会から情報提供のあった賃貸住宅を借り上げて、被災者に応急仮設住宅として提供いたします。なお、千葉県との賃貸借契約等については会員が代行します。

家 主の皆様におかれましては、災害時の空き室提供に是非ともご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

本協定による借り上げ条件(概要)

- ①借り上げ基準(千葉県)… 災害規模が大きく被災地の近隣で建設用地を確保できない場合や、病気など特別な理由から避難所生活が困難と考えられる被災者については、厚生労働省と協議のうえ、民間賃貸住宅の借り上げを千葉県が実施します。
- ②借り上げ期間…………… 2年以内(定期借家契約)
- ③借り上げ費用…………… 千葉県が月額約10万円を上限(一戸当たり)として負担します。
- ④共益費等…………… 入居者が負担します。
- ⑤敷金・礼金…………… 千葉県・入居者とも負担しません。
- ⑥住宅の広さ…………… 1戸あたりおおむね19㎡以上80㎡以下(共同住宅の場合は共用部分を除く)

※詳しくは、ホームページをご参照ください。

千葉県 県土整備部住宅課 http://www.pref.chiba.jp/syozoku/j_juutaku/5/5-3-1.html
(社)千葉県宅地建物取引業協会 <http://www.chiba-takken.or.jp/>

宅建協会では、住まいの専門家である宅建業者が行う社会貢献事業の一つとして、本事業を積極的に推進しています。

宅建協会

人と住まいをつなぎます。



(社)千葉県宅地建物取引業協会

千葉市中央区中央港1-17-3 千葉県不動産会館 電話043-241-6671